

新旧対照表（新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画 令和7年6月改訂）

旧	新
新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画 令和6年7月策定 新城市 北設楽郡設楽町 北設楽郡東栄町 北設楽郡豊根村	新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画 令和6年7月策定 令和7年6月改訂 新城市 北設楽郡設楽町 北設楽郡東栄町 北設楽郡豊根村

新旧対照表（新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画 令和7年6月改訂）

旧	新																												
(7) 地域公共交通利便増進事業の内容・実施主体 地域公共交通利便増進事業（以下、「利便増進事業」という。）は、地域交通法第2条第13項において、「地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業」とされている。 本計画に掲げる利便増進事業と地域交通法における事業内容の分類を、以下に示す。 【本計画に掲げる利便増進事業と事業内容の分類】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業項目</th><th>事業内容の分類【法第2条13号】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 田口新城線の路線の集約・再編 ・ＪＲ飯田線や高速バスとの接続や新城市及び設楽町内教育機関への通学、事業所への通勤に配慮し、各学校や沿線地域住民のニーズ把握に努めながら設定する。</td><td>イ（１） 一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更</td></tr> <tr> <td>2 四谷千枚田新城線の廃止代替手段となる自家用有償旅客運送の導入</td><td>イ（３） 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更</td></tr> <tr> <td>3 田口新城線の利用しやすい運賃体系への見直し</td><td>ロ（１） 運賃又は料金の設定</td></tr> <tr> <td>4 バス停等の付合環境の整備 【規則9条の3 二】</td><td rowspan="2">ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの</td></tr> <tr> <td>5 その他の利用促進、利便増進事業 【規則9条の3 一七】 ・田口新城線案内冊子の作成 ・公共交通を活用したおでかけプランの構築 ・交通系ＩＣカードの利用促進イベントの実施</td></tr> <tr> <td>6 上記のうち、現在実施中の事業 ・北設楽町内全路線のＧＴＤＳ対応【規則9条の3 一】 ・田口新城線へのＩＣカード導入支援【規則9条の3 四】</td><td rowspan="2">ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの</td></tr> <tr> <td>7 上記以外の施策事業 ・ＪＲ飯田線本長篠駅から本長篠バスターミナルの整備 ・田口新城線の路線再編に伴う塩瀬線の見直し ・三都府豊邦線における乗車制限の解除及びダイヤ改正・バス路線図、時刻表の作成及び配布 ・連携による各種イベントの開催</td></tr> </tbody> </table> 8	事業項目	事業内容の分類【法第2条13号】	1 田口新城線の路線の集約・再編 ・ＪＲ飯田線や高速バスとの接続や新城市及び設楽町内教育機関への通学、事業所への通勤に配慮し、各学校や沿線地域住民のニーズ把握に努めながら設定する。	イ（１） 一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更	2 四谷千枚田新城線の廃止代替手段となる自家用有償旅客運送の導入	イ（３） 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更	3 田口新城線の利用しやすい運賃体系への見直し	ロ（１） 運賃又は料金の設定	4 バス停等の付合環境の整備 【規則9条の3 二】	ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの	5 その他の利用促進、利便増進事業 【規則9条の3 一七】 ・田口新城線案内冊子の作成 ・公共交通を活用したおでかけプランの構築 ・交通系ＩＣカードの利用促進イベントの実施	6 上記のうち、現在実施中の事業 ・北設楽町内全路線のＧＴＤＳ対応【規則9条の3 一】 ・田口新城線へのＩＣカード導入支援【規則9条の3 四】	ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの	7 上記以外の施策事業 ・ＪＲ飯田線本長篠駅から本長篠バスターミナルの整備 ・田口新城線の路線再編に伴う塩瀬線の見直し ・三都府豊邦線における乗車制限の解除及びダイヤ改正・バス路線図、時刻表の作成及び配布 ・連携による各種イベントの開催	(7) 地域公共交通利便増進事業の内容・実施主体 地域公共交通利便増進事業（以下、「利便増進事業」という。）は、地域交通法第2条第13項において、「地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業」とされている。 本計画に掲げる利便増進事業と地域交通法における事業内容の分類を、以下に示す。 【本計画に掲げる利便増進事業と事業内容の分類】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th><th>事業内容の分類【法第2条13号】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 田口新城線の路線の集約・再編 ・ＪＲ飯田線や高速バスとの接続や新城市及び設楽町内教育機関への通学、事業所への通勤に配慮し、各学校や沿線地域住民のニーズ把握に努めながら設定する。</td><td>イ（１） 一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更</td></tr> <tr> <td>2 四谷千枚田新城線の廃止代替手段となる自家用有償旅客運送の導入</td><td>イ（３） 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更</td></tr> <tr> <td>3 田口新城線の利用しやすい運賃体系への見直し</td><td>ロ（１） 運賃又は料金の設定</td></tr> <tr> <td>4 バス停等の付合環境の整備 【規則9条の3 二】 【規則9条の3 二】</td><td rowspan="2">ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの</td></tr> <tr> <td>5 その他の利用促進、利便増進事業 【規則9条の3 一七】 ・田口新城線案内冊子の作成 ・公共交通を活用したおでかけプランの構築 ・交通系ＩＣカードの利用促進イベントの実施</td></tr> <tr> <td>6 上記のうち、現在実施中の事業 ・北設楽町内全路線のＧＴＤＳ対応【規則9条の3 一】 ・田口新城線へのＩＣカード導入支援【規則9条の3 四】</td><td rowspan="2">ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの</td></tr> <tr> <td>7 上記以外の施策事業 ・ＪＲ飯田線本長篠駅から本長篠バスターミナルの整備 ・田口新城線の路線再編に伴う塩瀬線の見直し ・三都府豊邦線における乗車制限の解除及びダイヤ改正 ・バス路線図、時刻表の作成及び配布 ・連携による各種イベントの開催</td></tr> </tbody> </table> 8	実施項目	事業内容の分類【法第2条13号】	1 田口新城線の路線の集約・再編 ・ＪＲ飯田線や高速バスとの接続や新城市及び設楽町内教育機関への通学、事業所への通勤に配慮し、各学校や沿線地域住民のニーズ把握に努めながら設定する。	イ（１） 一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更	2 四谷千枚田新城線の廃止代替手段となる自家用有償旅客運送の導入	イ（３） 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更	3 田口新城線の利用しやすい運賃体系への見直し	ロ（１） 運賃又は料金の設定	4 バス停等の付合環境の整備 【規則9条の3 二】 【規則9条の3 二】	ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの	5 その他の利用促進、利便増進事業 【規則9条の3 一七】 ・田口新城線案内冊子の作成 ・公共交通を活用したおでかけプランの構築 ・交通系ＩＣカードの利用促進イベントの実施	6 上記のうち、現在実施中の事業 ・北設楽町内全路線のＧＴＤＳ対応【規則9条の3 一】 ・田口新城線へのＩＣカード導入支援【規則9条の3 四】	ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの	7 上記以外の施策事業 ・ＪＲ飯田線本長篠駅から本長篠バスターミナルの整備 ・田口新城線の路線再編に伴う塩瀬線の見直し ・三都府豊邦線における乗車制限の解除及びダイヤ改正 ・バス路線図、時刻表の作成及び配布 ・連携による各種イベントの開催
事業項目	事業内容の分類【法第2条13号】																												
1 田口新城線の路線の集約・再編 ・ＪＲ飯田線や高速バスとの接続や新城市及び設楽町内教育機関への通学、事業所への通勤に配慮し、各学校や沿線地域住民のニーズ把握に努めながら設定する。	イ（１） 一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更																												
2 四谷千枚田新城線の廃止代替手段となる自家用有償旅客運送の導入	イ（３） 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更																												
3 田口新城線の利用しやすい運賃体系への見直し	ロ（１） 運賃又は料金の設定																												
4 バス停等の付合環境の整備 【規則9条の3 二】	ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの																												
5 その他の利用促進、利便増進事業 【規則9条の3 一七】 ・田口新城線案内冊子の作成 ・公共交通を活用したおでかけプランの構築 ・交通系ＩＣカードの利用促進イベントの実施																													
6 上記のうち、現在実施中の事業 ・北設楽町内全路線のＧＴＤＳ対応【規則9条の3 一】 ・田口新城線へのＩＣカード導入支援【規則9条の3 四】	ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの																												
7 上記以外の施策事業 ・ＪＲ飯田線本長篠駅から本長篠バスターミナルの整備 ・田口新城線の路線再編に伴う塩瀬線の見直し ・三都府豊邦線における乗車制限の解除及びダイヤ改正・バス路線図、時刻表の作成及び配布 ・連携による各種イベントの開催																													
実施項目	事業内容の分類【法第2条13号】																												
1 田口新城線の路線の集約・再編 ・ＪＲ飯田線や高速バスとの接続や新城市及び設楽町内教育機関への通学、事業所への通勤に配慮し、各学校や沿線地域住民のニーズ把握に努めながら設定する。	イ（１） 一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更																												
2 四谷千枚田新城線の廃止代替手段となる自家用有償旅客運送の導入	イ（３） 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更																												
3 田口新城線の利用しやすい運賃体系への見直し	ロ（１） 運賃又は料金の設定																												
4 バス停等の付合環境の整備 【規則9条の3 二】 【規則9条の3 二】	ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの																												
5 その他の利用促進、利便増進事業 【規則9条の3 一七】 ・田口新城線案内冊子の作成 ・公共交通を活用したおでかけプランの構築 ・交通系ＩＣカードの利用促進イベントの実施																													
6 上記のうち、現在実施中の事業 ・北設楽町内全路線のＧＴＤＳ対応【規則9条の3 一】 ・田口新城線へのＩＣカード導入支援【規則9条の3 四】	ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの																												
7 上記以外の施策事業 ・ＪＲ飯田線本長篠駅から本長篠バスターミナルの整備 ・田口新城線の路線再編に伴う塩瀬線の見直し ・三都府豊邦線における乗車制限の解除及びダイヤ改正 ・バス路線図、時刻表の作成及び配布 ・連携による各種イベントの開催																													

新旧対照表（新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画 令和7年6月改訂）

旧

新

(3) 田口バス停から設楽町役場までの区間における路線延長
・田口から設楽町役場までの路線延長により、パーク＆ライド駐車場を確保し、利用者の利便性向上を図る。【設楽町役場バス停の新設】

【変更後】

設楽町役場

— 現行ルート
— 新規ルート

● 設楽町役場バス停
● 田口バス停

現状（令和5年9月）

路線	起点	主な経由地	終点	キロ	回数
田口新路線1	新城市民病院	旧新城市民病院、新城市役所、本長瀬駅前、池上 ※新城市役所を経由しない	田口	35.6	平日 9 土休日 6
田口新路線2	新城市民病院	新城市役所、新城市役所、池上 ※旧新城市役所を経由しない	田口	34.5	平日 9 土休日 6
四谷千枚田新路線	新城市民病院	旧新城市民病院、新城市役所、本長瀬駅前、池上 ※新城市役所を経由しない	四谷千枚田口	26.6	月～土 3
四谷千枚田新路線	本長瀬駅前	池上	四谷千枚田口	14.6	月～土 3 月～金 1

路線の集約・再編後

路線	起点	主な経由地	終点	キロ	回数
田口新路線1	新城市民病院	旧新城市民病院、新城市役所、新城市役所、池上、田口	設楽町役場	40.5	平日 7 土休日 0
田口新路線2	新城市民病院	旧新城市民病院、新城市役所、池上、田口	田口	39.7	平日 13 土休日 14
四谷千枚田新路線	田口新路線に統合（運行がなくなる区間は、実施項目2による代替）				

13

(4) 田口バス停から設楽町役場までの区間における路線延長
・田口から設楽町役場までの路線延長により、パーク＆ライド駐車場を確保し、利用者の利便性向上を図る。【設楽町役場バス停の新設】

【変更後】

設楽町役場

— 現行ルート
— 新規ルート

● 設楽町役場バス停
● 田口バス停

現状（令和5年9月）

路線	起点	主な経由地	終点	キロ	回数
田口新路線1	新城市民病院	旧新城市民病院、新城市役所、本長瀬駅前、池上 ※新城市役所を経由しない	田口	35.6	平日 9 土休日 6
田口新路線2	新城市民病院	新城市役所、新城市役所、池上 ※旧新城市役所を経由しない	田口	34.5	平日 9 土休日 6
四谷千枚田新路線	新城市民病院	旧新城市民病院、新城市役所、本長瀬駅前、池上 ※新城市役所を経由しない	四谷千枚田口	26.6	月～土 3
四谷千枚田新路線	本長瀬駅前	池上	四谷千枚田口	14.6	月～土 3 月～金 1

路線の集約・再編後

路線	起点	主な経由地	終点	キロ	回数
田口新路線1	新城市民病院	旧新城市民病院、新城市役所、新城市役所、池上、田口	設楽町役場	40.5	平日 7 土休日 0
田口新路線2	新城市民病院	旧新城市民病院、新城市役所、池上、田口	田口	39.7	平日 13 土休日 14
四谷千枚田新路線	田口新路線に統合（運行がなくなる区間は、実施項目2による代替）				

13

新旧対照表（新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画 令和7年6月改訂）

旧

新

ゾーン別運賃設定
新城新築区間（※） 大海駅

A 200円			
AB 300円	C 200円	D 200円	
B 200円			

もつくる新城北 本長篠駅前 竜上 牧野町役場

700円

※新城新築区間
新城戸永、旧新城東高校、赤倉東、新城有教館寄校、新城中学校、新城文化会館、新城市役所、新城市民病院、栄町・新城駅口、中町、新城郵便局、新城警察署、上平井、消防防災センターの区間

考え方・参考

Aゾーン・Bゾーン

- ・Sバス東郷線（北郷線）は、新城新築区間から大海駅前まで200円
- ・JR飯田線は、新城と大海の区間、本長篠と三河東郷の区間が210円
- ・JR飯田線は、新城と本長篠の区間が240円
- ・豊川市は、東西ゾーン区間は各200円、またぎ利用は300円

Cゾーン

- ・長篠山古口線、秋葉志濃線、湯谷温泉もつくる新城線は本長篠駅前まで200円
- ・本長篠駅前は、鳳来地区のバスの起点となっている

Dゾーン

- ・二郷橋豊邦線は、田峯と口々の区間が200円
- ・新城市内における設楽町の最寄りバス停は滝上バス停である

実施項目4	バス停等の付合環境の整備【法2条第13号ハ】
実施年度	令和7年度
実施主体	新城市、設楽町、豊橋鉄道株式会社、豊鉄バス株式会社
事業概要	交通結節施設における乗降場の改善【規則9条の3 二】 ⑤バス停等の付合環境の整備 旅客の乗降に関するわかりやすい情報提供【規則9条の3 一】 ⑥デジタルサイネージの整備
背景・経緯	・新城市・北設楽地域における公共交通結節点は、JR飯田線、高速バス、Sバスやおでかけ北設などあらゆる路線と接続する田口新城線の沿線に集中しているが、道県地域における少ない運行本数や高速バスなどの運行の遅れに対して、安心して待つことのできる環境が十分に整っていない。

16

ゾーン別運賃設定
新城新築区間（※） 大海駅

A 200円			
AB 300円	C 200円	D 200円	
B 200円			

もつくる新城北 本長篠駅前 竜上 牧野町役場

700円

※新城新築区間
新城戸永、旧新城東高校、赤倉東、新城有教館寄校、新城中学校、新城文化会館、新城市役所、新城市民病院、栄町・新城駅口、中町、新城郵便局、新城警察署、上平井、消防防災センターの区間

考え方・参考

Aゾーン・Bゾーン

- ・Sバス東郷線（北郷線）は、新城新築区間から大海駅前まで200円
- ・JR飯田線は、新城と大海の区間、本長篠と三河東郷の区間が210円
- ・JR飯田線は、新城と本長篠の区間が240円
- ・豊川市は、東西ゾーン区間は各200円、またぎ利用は300円

Cゾーン

- ・長篠山古口線、秋葉志濃線、湯谷温泉もつくる新城線は本長篠駅前まで200円
- ・本長篠駅前は、鳳来地区のバスの起点となっている

Dゾーン

- ・二郷橋豊邦線は、田峯と口々の区間が200円
- ・新城市内における設楽町の最寄りバス停は滝上バス停である

実施項目4	バス停等の付合環境の整備【法2条第13号ハ】
実施年度	令和7年度、令和8年度
実施主体	新城市、設楽町、豊橋鉄道株式会社、豊鉄バス株式会社、東海旅客鉄道株式会社
事業概要	交通結節施設における乗降場の改善【規則9条の3 二】 ⑤バス停等の付合環境の整備、公共交通案内所の整備 旅客の乗降に関するわかりやすい情報提供【規則9条の3 一】 ⑥デジタルサイネージの整備
背景・経緯	・新城市・北設楽地域における公共交通結節点は、JR飯田線、高速バス、Sバスやおでかけ北設などあらゆる路線と接続する田口新城線の沿線に集中しているが、道県地域における少ない運行本数や高速バスなどの運行の遅れに対して、安心して待つことのできる環境が十分に整っていない。

16

新旧対照表（新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画 令和7年6月改訂）

旧	新
実施内容 ・効果 ⑤バス停等の待合環境の整備 ・JR飯田線、高速バス、Sバスとの結節点において、快適に待ち時間を過ごせる環境を整える。 ⑥デジタルサイネージの整備 ・JR飯田線、高速バス、Sバスやおでかけ北設との接続時刻等の運行情報や周辺地域観光情報などを提供できる設備整備を行う。 【整備実施場所】 （1）本長橋バスターミナル ・施設改修（待合スペース、公衆トイレの整備） ・デジタルサイネージの設置（運行情報及び観光情報等の提供） ・JR飯田線本長橋駅から本長橋バスターミナルの区間の相互誘導（符合案内表示等の整備）  本長橋バスターミナル （2）道の駅もつくる新城 ・施設整備（待合スペース） ・デジタルサイネージの設置（運行情報及び観光情報等の提供）  道の駅もつくる新城	実施内容 ・効果 ⑤バス停等の待合環境の整備、公共交通案内所の整備 ・JR飯田線、高速バス、Sバスとの結節点において、快適に待ち時間を過ごせる環境を整える。 ⑥デジタルサイネージの整備、活用 ・JR飯田線、高速バス、Sバスやおでかけ北設との接続時刻等の運行情報や周辺地域観光情報などを提供できる設備整備を行う。 【整備実施場所】 （1）本長橋バスターミナル ・施設改修（待合スペース、公衆トイレの整備） ・デジタルサイネージの設置（運行情報及び観光情報等の提供） ・JR飯田線本長橋駅から本長橋バスターミナルの区間の相互誘導（符合案内表示等の整備）  本長橋バスターミナル （2）道の駅もつくる新城 ・施設整備（待合スペース） ・デジタルサイネージの設置（運行情報及び観光情報等の提供）  道の駅もつくる新城 （3）新城駅前周辺 ・バス停等の待合環境の整備 ・デジタルサイネージの活用（運行情報及び観光情報等の提供）  戸殿通り 新城まちなみ情報センター

新旧対照表（新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画 令和7年6月改訂）

旧

（3）新城駅前周辺

- ・施設整備（風雨防除）
- ・デジタルサイネージの設置（運行情報及び観光情報等の提供）

急坂通り

新城まちなみ情報センター

（4）田口バスターミナル

- ・施設改修（冷暖房、Wi-Fi、勉強スペース等の整備）
- ・デジタルサイネージの設置（運行情報及び観光情報等の提供）

田口バスターミナル

デジタルサイネージ設置場所	対象路線
道の駅もつくる新城	高瀬バス、新城名古岡藩が丘線、湯谷温泉もつくる新城線、田口新城線の乗継情報
本長篠バスターミナル	JR飯田線本長篠駅、長篠市古田線、秋葉七滝線、湯谷温泉もつくる新城線、田口新城線の乗継情報
しんしろまちなみ情報センター	JR飯田線新城駅、あさな線、東設楽線、田口新城線、吉川市川線、作手線、新城名古岡藩が丘線、新豊線、田口新城線の乗継情報
田口バスターミナル	田口新城線、三都橋豊平線、東栄設楽線、豊橋設楽線、津見線、碓氷線、宇連長江線の乗継情報

18

新

（4）田口バスターミナル

- ・施設改修（冷暖房、Wi-Fi、勉強スペース等の整備）
- ・デジタルサイネージの設置（運行情報及び観光情報等の提供）

田口バスターミナル

（5）本長篠駅

- ・駅舎内公共交通案内所の整備
- ・デジタルサイネージの設置（運行情報及び観光情報等の提供）

本長篠駅駅舎

待合所
（令和7年3月現在）

デジタルサイネージ設置・活用場所	対象路線
道の駅もつくる新城	高瀬バス、新城名古岡藩が丘線、湯谷温泉もつくる新城線、田口新城線の乗継情報
本長篠バスターミナル	JR飯田線本長篠駅、長篠市古田線、秋葉七滝線、湯谷温泉もつくる新城線、田口新城線の乗継情報
しんしろまちなみ情報センター	JR飯田線新城駅、あさな線、東設楽線、田口新城線、吉川市川線、作手線、新城名古岡藩が丘線、新豊線、田口新城線の乗継情報
田口バスターミナル	田口新城線、三都橋豊平線、東栄設楽線、豊橋設楽線、津見線、碓氷線、宇連長江線の乗継情報
本長篠駅駅舎内公共交通案内所	JR飯田線本長篠駅、長篠市古田線、秋葉七滝線、湯谷温泉もつくる新城線、田口新城線の乗継情報

18

新旧対照表（新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画 令和7年6月改訂）

旧

実施項目 5	その他の利用促進、利便増進事業【規則9条の3 七】
事業概要	⑦田口新城線案内冊子の作成 ⑧公共交通を活用したおでかけプランの構築
実施年度	令和6年度～
実施主体	新城市、改築町、田口新城線応援隊（仮称）
背景・経緯	- 田口新城線は、新城市及び北設楽郡の地域公共交通ネットワーク形成のために重要な路線である。 - 田口線の時代から、長年にわたり当該地域住民の移動を支えてきた歴史ある地域公共交通である。 - 地域司幹線系統として確保維持のために、これまで以上に利用促進を図る必要がある。
実施内容・効果	田口新城線を盛り上げていくための地域主体の検討組織「田口新城線応援隊（仮称）」を中心に関係者が共創し、取り組む。 ⑦田口新城線案内冊子の作成 田口新城線の歴史やバス停ごとの穴場的スポット、珍データ等を掲載した案内冊子を作成する。 ⑧公共交通を活用したおでかけプランの構築 おでかけレバトリーを増やしてもらうために、田口新城線を活用した多くのおでかけレシピを考案・提案する機会を創出（イベント・コンテスト等）し、おでかけレシピを集めたレシピ本を発行する。 【事業実施のイメージ】

19

新

実施項目 5	その他の利用促進、利便増進事業【規則9条の3 七】
事業概要	⑦田口新城線案内冊子の作成 ⑧公共交通を活用したおでかけプランの構築
実施年度	令和6年度～
実施主体	新城市、改築町、田口新城線応援隊（仮称）
背景・経緯	- 田口新城線は、新城市及び北設楽郡の地域公共交通ネットワーク形成のために重要な路線である。 - 田口線の時代から、長年にわたり当該地域住民の移動を支えてきた歴史ある地域公共交通である。 - 地域司幹線系統として確保維持のために、これまで以上に利用促進を図る必要がある。
実施内容・効果	田口新城線を盛り上げていくための地域主体の検討組織「田口新城線応援隊（仮称）」を中心に関係者が共創し、取り組む。 ⑦田口新城線案内冊子の作成 田口新城線の歴史やバス停ごとの穴場的スポット、珍データ等を掲載した案内冊子を作成する。 ⑧公共交通を活用したおでかけプランの構築 おでかけレバトリーを増やしてもらうために、田口新城線を活用した多くのおでかけレシピを考案・提案する機会を創出（イベント・コンテスト等）し、おでかけレシピを集めたレシピ本を発行する。 【事業実施のイメージ】

19

新旧対照表（新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画 令和7年6月改訂）

旧

(9) 事業実施に必要な資金の額・調達方法

計画期間中における利便増進事業の実施に必要な資金の額及び調達方法について、以下のとおり設定する。

令和6年度		単位：千円		
項目	総事業費	内訳	調達方法	
路線の集約・重複運賃体系への見直し	68,322	6,970	国	相模岡幹線補助
		6,970	愛知県	生活交通路線維持費補助
		31,145	新城市	バス路線維持費補助
		9,529	設楽町	バス路線維持費補助
		13,708	豊橋バス	

令和7年度		単位：千円		
項目	総事業費	内訳	調達方法	
路線の集約・重複運賃体系への見直し	102,320	20,954	国	相模岡幹線補助
		20,954	愛知県	生活交通路線維持費補助
		48,258	新城市	バス路線維持費補助
		14,154	設楽町	バス路線維持費補助
日家用有償旅客運送の導入（遊覧地区）	8,807	4,403	国	ツアーダー補助
		4,404	新城市	運行・予約受付業務委託
勾合機線の整備・本長線B1T公衆トイレ	3,500	1,750	国	社会資本整備総合交付金
		648	新城市	
		1,102	豊橋鉄道	
勾合機線の整備・道の駅もつくる新設デジタルサイネージの整備	19,635	9,817	国	社会資本整備総合交付金
		9,818	新城市	
		3,046	国	訪日外国人受入整備補助
		4,491	新城市	
その他の利便増進事業・ICカード利用促進	2,000	2,445	設楽町	
		1,000	国	利便増進計画推進事業補助
		250	新城市	
		250	北設楽郡	
		250	JR東海	
		250	豊橋バス	

令和8年度		単位：千円		
項目	総事業費	内訳	調達方法	
勾合機線の整備・船舶運り	2,000	1,000	国	社会資本整備総合交付金
		1,000	新城市	

23

新

(9) 事業実施に必要な資金の額・調達方法

計画期間中における利便増進事業の実施に必要な資金の額及び調達方法について、以下のとおり設定する。

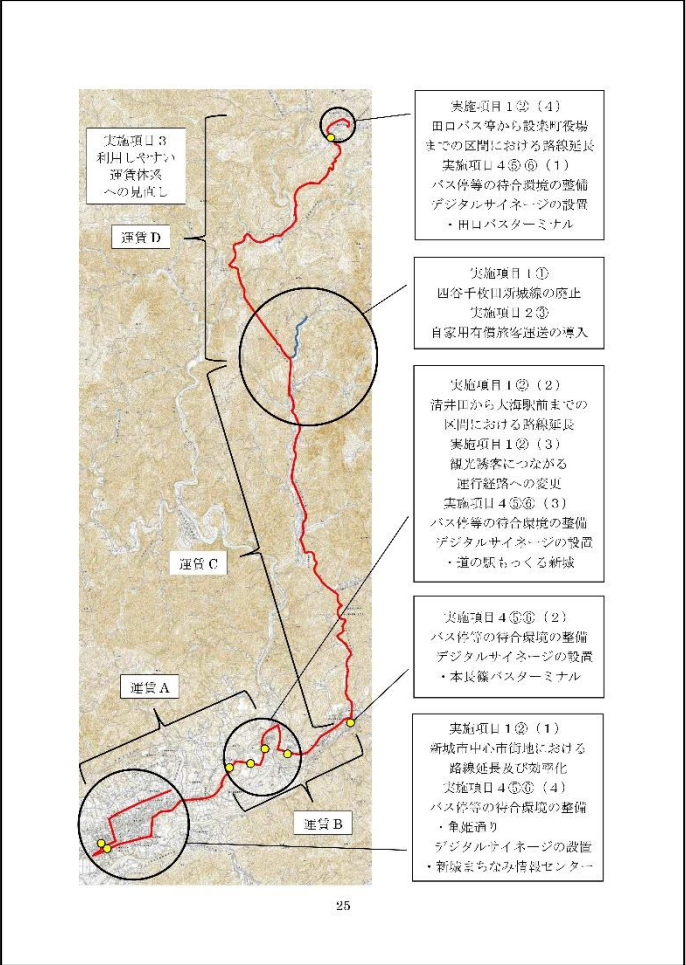
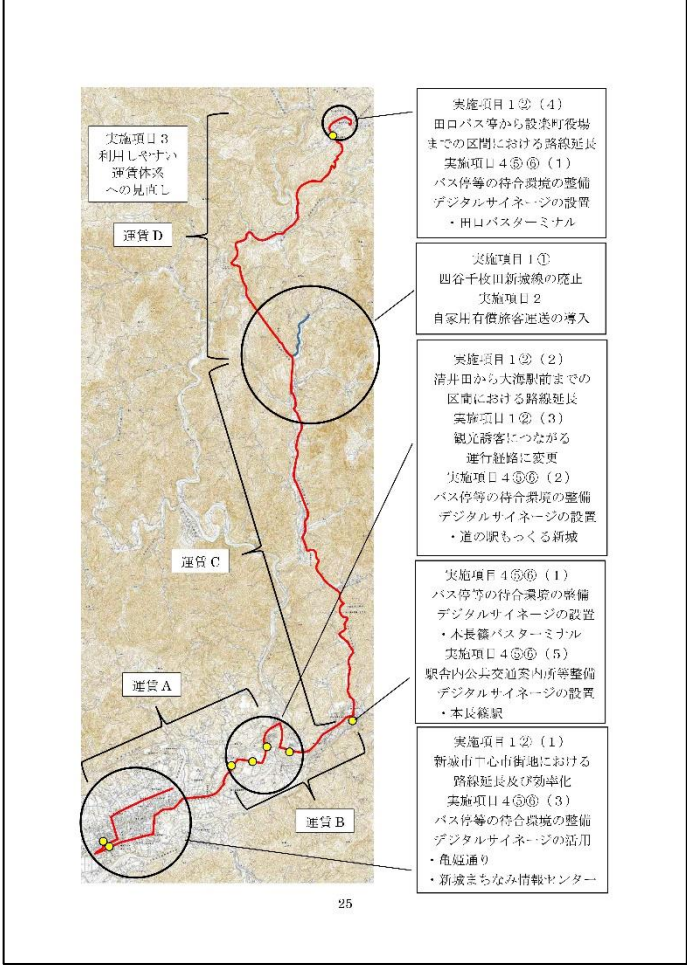
単位：千円					
実施項目	総事業費	内訳	調達方法	年度	
Ⅱ 新機種の導入の集約・重複	69,322	6,970	国	相模岡幹線補助	R6
		6,970	愛知県	生活交通路線維持費補助	
		31,145	新城市	バス路線維持費補助	
		9,529	設楽町	バス路線維持費補助	
		13,708	豊橋バス		R7
		20,954	国	相模岡幹線補助	
		20,954	愛知県	生活交通路線維持費補助	以降
		46,258	新城市	バス路線維持費補助	
		14,154	設楽町	バス路線維持費補助	
		4,403	国	ツアーダー補助	R6
日家用有償旅客運送の導入（遊覧地区）	8,807	4,404	新城市		以降
		バス等勾合機線の整備			
本長線バスターミナル公衆トイレの整備	4,125	2,062	国	社会資本整備総合交付金	R7
		777	新城市		
道の駅もつくる新設待合スペースの整備	19,635	1,286	豊橋鉄道		R8
		9,817	国	社会資本整備総合交付金	
新機種の導入（巡回バス）施設整備	2,000	9,818	新城市		R8
		1,000	国	社会資本整備総合交付金	
		1,000	新城市		以降
		8,184	国	社会資本整備総合交付金	
デジタルサイネージの設置・活用	19,983	11,819	新城市		R8
		3,469	国	社会資本整備総合交付金	
		3,469	新城市		
		2,445	設楽町		
その他の利便増進事業・ICカード利用促進	2,000	1,000	国	利便増進計画推進事業補助	R8
		250	新城市		
		250	北設楽郡		
		250	JR東海		
		250	豊橋バス		

23

新旧対照表（新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画 令和7年6月改訂）

旧	新																								
(10) 事業の効果 ①利便増進事業の実施による効果 利便増進事業の実施による効果を整理する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th><th>事業の効果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 旧口新城線の路線の集約・再編</td><td> ・新城市中心市街地の循環することにより、どの便でも目的地に行くことができる。 ・有海企業団地への乗り入れにより通勤利便性が向上する。 ・北郷線で約40分かかっていた緑が丘地区住民の利便性が向上する。 ・こんたく長澤バス停の設置により利用者のおでかけの便が広がる。 </td></tr> <tr> <td>2. 自家用有償旅客運送の導入（海老地区）</td><td> ・旧口新城線の最寄りバス停までのアクセス性が向上し、外出しやすくなる。 ・区域内を限なく運行とすることで、自宅や区域内の目的地近くでの乗降が可能となる。 ・自家用車に代わる移動手段が確保され、高齢者の免許返納の促進につながる。 ・通院、通学の手段が確保されることで地域に住み続けられる。 </td></tr> <tr> <td>3. 利用しやすい運賃体系への見直し</td><td> ・高校への通学、高齢者の通院、買い物など利用しやすい安価な料金体系となり、新城市及び設楽町のコミュニティバスの運賃体系との調和により相互利用しやすくなる。 </td></tr> <tr> <td>4. バス停等の待合環境の整備</td><td> ・バスの待つことへの負担を軽減させる。 ・待ち時間が明確になり、時間を有効利用できる。 ・観光資源へのアクセス性向上による観光交流の増加につながる。 </td></tr> <tr> <td>5. その他の利用促進・利便増進事業</td><td> ・旧口新城線への愛着、確保維持の意識高揚 ・旧口新城線の利用促進 ・新城市及び北設楽郡の公共交通ネットワークの充実 ・バス利用観光客の確保 </td></tr> </tbody> </table> 24	実施項目	事業の効果	1. 旧口新城線の路線の集約・再編	・新城市中心市街地の循環することにより、どの便でも目的地に行くことができる。 ・有海企業団地への乗り入れにより通勤利便性が向上する。 ・北郷線で約40分かかっていた緑が丘地区住民の利便性が向上する。 ・こんたく長澤バス停の設置により利用者のおでかけの便が広がる。	2. 自家用有償旅客運送の導入（海老地区）	・旧口新城線の最寄りバス停までのアクセス性が向上し、外出しやすくなる。 ・区域内を限なく運行とすることで、自宅や区域内の目的地近くでの乗降が可能となる。 ・自家用車に代わる移動手段が確保され、高齢者の免許返納の促進につながる。 ・通院、通学の手段が確保されることで地域に住み続けられる。	3. 利用しやすい運賃体系への見直し	・高校への通学、高齢者の通院、買い物など利用しやすい安価な料金体系となり、新城市及び設楽町のコミュニティバスの運賃体系との調和により相互利用しやすくなる。	4. バス停等の待合環境の整備	・バスの待つことへの負担を軽減させる。 ・待ち時間が明確になり、時間を有効利用できる。 ・観光資源へのアクセス性向上による観光交流の増加につながる。	5. その他の利用促進・利便増進事業	・旧口新城線への愛着、確保維持の意識高揚 ・旧口新城線の利用促進 ・新城市及び北設楽郡の公共交通ネットワークの充実 ・バス利用観光客の確保	(10) 事業の効果 ①利便増進事業の実施による効果 利便増進事業の実施による効果を整理する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th><th>事業の効果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 旧口新城線の路線の集約・再編</td><td> ・新城市中心市街地の循環することにより、どの便でも目的地に行くことができる。 ・有海企業団地への乗り入れにより通勤利便性が向上する。 ・東郷線で約40分かかっていた緑が丘地区住民の利便性が向上する。 ・こんたく長澤バス停の設置により利用者のおでかけの便が広がる。 </td></tr> <tr> <td>2. 自家用有償旅客運送の導入（海老地区）</td><td> ・旧口新城線の最寄りバス停までのアクセス性が向上し、外出しやすくなる。 ・区域内を限なく運行とすることで、自宅や区域内の目的地近くでの乗降が可能となる。 ・自家用車に代わる移動手段が確保され、高齢者の免許返納の促進につながる。 ・通院、通学の手段が確保されることで地域に住み続けられる。 </td></tr> <tr> <td>3. 利用しやすい運賃体系への見直し</td><td> ・高校への通学、高齢者の通院、買い物など利用しやすい安価な料金体系となり、新城市及び設楽町のコミュニティバスの運賃体系との調和により相互利用しやすくなる。 </td></tr> <tr> <td>4. バス停等の待合環境の整備</td><td> ・バスの待つことへの負担を軽減させる。 ・待ち時間が明確になり、時間を有効利用できる。 ・観光資源へのアクセス性向上による観光交流の増加につながる。 </td></tr> <tr> <td>5. その他の利用促進・利便増進事業</td><td> ・旧口新城線への愛着、確保維持の意識高揚 ・旧口新城線の利用促進 ・新城市及び北設楽郡の公共交通ネットワークの充実 ・バス利用観光客の確保 </td></tr> </tbody> </table> 24	実施項目	事業の効果	1. 旧口新城線の路線の集約・再編	・新城市中心市街地の循環することにより、どの便でも目的地に行くことができる。 ・有海企業団地への乗り入れにより通勤利便性が向上する。 ・東郷線で約40分かかっていた緑が丘地区住民の利便性が向上する。 ・こんたく長澤バス停の設置により利用者のおでかけの便が広がる。	2. 自家用有償旅客運送の導入（海老地区）	・旧口新城線の最寄りバス停までのアクセス性が向上し、外出しやすくなる。 ・区域内を限なく運行とすることで、自宅や区域内の目的地近くでの乗降が可能となる。 ・自家用車に代わる移動手段が確保され、高齢者の免許返納の促進につながる。 ・通院、通学の手段が確保されることで地域に住み続けられる。	3. 利用しやすい運賃体系への見直し	・高校への通学、高齢者の通院、買い物など利用しやすい安価な料金体系となり、新城市及び設楽町のコミュニティバスの運賃体系との調和により相互利用しやすくなる。	4. バス停等の待合環境の整備	・バスの待つことへの負担を軽減させる。 ・待ち時間が明確になり、時間を有効利用できる。 ・観光資源へのアクセス性向上による観光交流の増加につながる。	5. その他の利用促進・利便増進事業	・旧口新城線への愛着、確保維持の意識高揚 ・旧口新城線の利用促進 ・新城市及び北設楽郡の公共交通ネットワークの充実 ・バス利用観光客の確保
実施項目	事業の効果																								
1. 旧口新城線の路線の集約・再編	・新城市中心市街地の循環することにより、どの便でも目的地に行くことができる。 ・有海企業団地への乗り入れにより通勤利便性が向上する。 ・北郷線で約40分かかっていた緑が丘地区住民の利便性が向上する。 ・こんたく長澤バス停の設置により利用者のおでかけの便が広がる。																								
2. 自家用有償旅客運送の導入（海老地区）	・旧口新城線の最寄りバス停までのアクセス性が向上し、外出しやすくなる。 ・区域内を限なく運行とすることで、自宅や区域内の目的地近くでの乗降が可能となる。 ・自家用車に代わる移動手段が確保され、高齢者の免許返納の促進につながる。 ・通院、通学の手段が確保されることで地域に住み続けられる。																								
3. 利用しやすい運賃体系への見直し	・高校への通学、高齢者の通院、買い物など利用しやすい安価な料金体系となり、新城市及び設楽町のコミュニティバスの運賃体系との調和により相互利用しやすくなる。																								
4. バス停等の待合環境の整備	・バスの待つことへの負担を軽減させる。 ・待ち時間が明確になり、時間を有効利用できる。 ・観光資源へのアクセス性向上による観光交流の増加につながる。																								
5. その他の利用促進・利便増進事業	・旧口新城線への愛着、確保維持の意識高揚 ・旧口新城線の利用促進 ・新城市及び北設楽郡の公共交通ネットワークの充実 ・バス利用観光客の確保																								
実施項目	事業の効果																								
1. 旧口新城線の路線の集約・再編	・新城市中心市街地の循環することにより、どの便でも目的地に行くことができる。 ・有海企業団地への乗り入れにより通勤利便性が向上する。 ・東郷線で約40分かかっていた緑が丘地区住民の利便性が向上する。 ・こんたく長澤バス停の設置により利用者のおでかけの便が広がる。																								
2. 自家用有償旅客運送の導入（海老地区）	・旧口新城線の最寄りバス停までのアクセス性が向上し、外出しやすくなる。 ・区域内を限なく運行とすることで、自宅や区域内の目的地近くでの乗降が可能となる。 ・自家用車に代わる移動手段が確保され、高齢者の免許返納の促進につながる。 ・通院、通学の手段が確保されることで地域に住み続けられる。																								
3. 利用しやすい運賃体系への見直し	・高校への通学、高齢者の通院、買い物など利用しやすい安価な料金体系となり、新城市及び設楽町のコミュニティバスの運賃体系との調和により相互利用しやすくなる。																								
4. バス停等の待合環境の整備	・バスの待つことへの負担を軽減させる。 ・待ち時間が明確になり、時間を有効利用できる。 ・観光資源へのアクセス性向上による観光交流の増加につながる。																								
5. その他の利用促進・利便増進事業	・旧口新城線への愛着、確保維持の意識高揚 ・旧口新城線の利用促進 ・新城市及び北設楽郡の公共交通ネットワークの充実 ・バス利用観光客の確保																								

新旧対照表（新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画 令和7年6月改訂）

旧	新
 25	 25

